

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年6月13日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第1号を議題といたします。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、報告申し上げます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、1号、付託年月日、令和6年6月6日。件名は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願でございます。

審査の結果、採択すべきものとなっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予

算に係る意見書採択の請願についての質疑をいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、大友仁子議員。

3番 (大友仁子君)

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、私は原案に反対の立場で討論いたします。

中学校、高校での35人学級を早急に実施することについてですが、岩手県では平成18年、順次35人学級を推進し、小学校、中学校全ての学年で35人学級が実現しています。平泉町でも通常1学級当たりの児童・生徒の平均において、2023年度は小学校17.0人、中学校27.3人となっています。学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進することについてですが、GIGAスクール構想の進展に伴い、ICT化を活用した校務の活用化、校務支援システムの充実、教員業務支援員の有効活用など、各学校の実情に応じた取り組みをしております。

教職員の増員については、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改革の実現のためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要があります。教員を増員し教室を増やすためには、膨大な費用がかかります。自治体で国の標準を下回る学級編成基準の弾圧的運用の実施ができるよう加配の削減を行わないことについては、法改正の附帯決議として必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること、いじめ、不登校等に関わる指導、専科配置など、加配定数は教育改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保することと明記されております。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることについては、国として3分の1は堅持することとなったことから、現状では負担率の引上げはありません。義務教育費国庫負担以外の3分の2は、地方交付税でカバーされております。地方教育の重要な財源となっております。

以上の理由で原案に対して反対をいたします。

議長 (高橋拓生君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番 (高橋伸二君)

高橋伸二でございます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、私は採択することに賛成の立場から討論をさせていただきます。

この請願は、毎年度、本町議会に継続して提出をされているものであり、今回の請願事項4項目は、昨年6月会議とほぼ同じ内容となっております。私は、昨年6月会議の本請願採択の討論においてなされた採択に反対する意見をひもときながら、採択に賛成すべきであると意見を述べます。

先ほど反対意見が陳述をされましたが、その内容は昨年6月と異口同音の内容でございます。

要するに、法律の改正により35人学級は既に実施され、これ以上の少人数学級の検討は地方の追加財政負担が増えることから、拙速な再改正には及ばないとの意見とともに、昨年度は少人数学級を推進する際には、先入観や素朴な期待ではなく、事実に基づいて施策の結果を検証することとの論考で述べられています。この内容が、近年、社会的関心が高まっています教職員を取り巻く劣悪な労働環境の中で、働き方改革や校外の支援体制強化の必要性は、今や論をまたないという時代の趨勢、あるいは、社会の潮流に目を向けようとしない、へんばな論考であります。

まず、請願者が求めているものは、高等学校での35人学級については、義務標準法の改正に伴い、高校標準法の改正を求めているのであり、現行の高校標準法のまま35人学級の実現を求めているものではないのです。

次に、昨年の反対意見で述べられた点数学力という視点で見れば、その向上に直結していないとの意見は、私も一面的には否定するものではありません。しかし、現行の35人学級よりも少人数の学級になることで、子供一人一人に対して今よりも丁寧に教員が対応することが可能になることは明白であります。それにより、いじめなどを早期に発見することや子供一人一人の苦手分野を克服したり、得意分野を伸ばしたりすることへの対応が可能となり、結果として、子供たちがより生き生きと学校生活を送れるようになります。要するに、点数学力と見るのではなくて、生きていくために必要な学力に直結するようであるというふうに考えます。

さらに、反対意見では、令和3年3月の義務教育標準法改正時の国会附帯決議において、必要な教育定数を引き続き確保するとされており、現況においても実施されていることから、請願事項は既に達せられていると考えますと、このように述べられました。請願者の願意は、引き続き必要な教職員定数の確保を求めているものであります。

加えて、地方財政負担の増と地方分権に逆行するとの意見の中で述べられた、国庫負担に不足する財源は税源移譲により確保されていることを岩手県当局にも確認をしております。財源が確保されている状況で、地方の裁量を減らし、国の裁量を増やすことに戻すことは、地方分権に逆行するものと思いますとも述べられています。

しかし、実態は果たしてそのようになっているのでしょうか。国庫負担の不足する財源が税源移譲により確保されているのであれば、なぜ文部科学省が今年度の予算で小中学校における教員業務支援、いわゆるスクールサポートスタッフを1校に1人配置をする予算の2万8,100校、2万8,100人分に増額したにもかかわらず、岩手県では小中411校に42人しか配置されていないのかと、予算の10分の1しか配置をされていないのであります。その結果、東北で最下位と言われるような実態にあるのでございます。つまり税源移譲された全てが教育予算に使われているわけではありません。

岩手県のように自治体の財政力が弱い県では、委譲された財源を橋や道路の維持補修、あるいは、県立病院の維持費用に回さざるを得ないのであります。つまり、スクールサポートスタッフを配置するための国庫負担額の3分の1は、予算化はされていますが、県の予算で残りの3分の2を負担できず、42人分しかスクールサポートスタッフが配置できないことになっていると考えられます。

同様に、教職員数についても、正規教職員が定数どおりに配置されていても、加配についてはより多くの加配や前倒し配置を進めることができていないと考えられます。教員の処遇が教育の質を左右し、財政優先では大局を見失うことにつながります。昨年の反対意見の論考は、教育環境と教育現場の実態に即した内容とは言えず、法改正と財政負担増を理由とする机上の論理であり、事の本質を捉えられない、へんばな意見と言わざるを得ません。教職員の処遇改善が今や社会問題化している今日、教職員定数を増やすことなどにできない理由や必要のない理由を考えるのではなく、できる方法、どうしたらできるかを考える教育行政でなければならないと考えるものであります。

岩手県では、この間、加配定数や県独自予算等を用いて35人学級の実現に取り組んできました。これは非常に画期的で、教育に対する県の姿勢を示したものと言えます。今後も実情に応じて柔軟に対応できるよう、活用性の高い加配定数の削減は決して行ってはなりません。そして、よりきめ細やかな教育や豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現して、教職員が健康で生き生きと教育に専念できるよう、高等学校における35人学級の早期実施はもちろんのこと、さらなる少人数学級の実現と計画的な教職員定数改善を強く求めていく必要があります。豊かな教育環境の整備は、実態に即して進めることが重要であり、そのためには、義務教育費国庫負担制度の堅持はもちろんのこと、地方自治体の財政健全化のために、国の負担割合をより拡充することが求められているのであります。

これらを実現するためには、国の教育予算全体の拡充が必要となることは言うまでもありません。このように考えると、請願事項4項目は相互に連動しており、全ての子供たちが等しく水準の高い教育を受けるために必要不可欠なもののご理解いただけると私は思います。

よって、本請願を採択し、しっかりと平泉町議会の意思を意見書として国に示すべきであることを訴え、賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第33号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

議案第33号、平泉町町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案書7ページをお開き願います。

今回の改正は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害の被災の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、平泉町町税条例の一部改正を行うものです。

参考資料によりご説明させていただきます。

参考資料1ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表をお開きください。

附則に第5条の2を追加し、令和6年能登半島地震によりその者の有する資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年度にて生じた損失の金額として、令和6年度以降の年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とすることができる旨を規定するものでございます。

2ページをお開きください。

附則第6条におきましては、地方税法の適用条項が改正になりましたことにより、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日としようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第34号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第34号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書9ページをお開きください。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における3歳児及び4歳、5歳児の職員の配置基準について改正するものであります。

議案書と併せてお配りしております参考資料3ページ、議案第34号参考資料、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして、改正内容をご説明させていただきます。

第29条では小規模保育事業所A型について、第31条では小規模保育事業所B型について、第44条では保育所型事業所内保育事業所について、第47条では事業所内保育事業所について、それぞれ同様に職員配置基準を、3歳児においては20人を15人に、4歳、5歳児においては30人を25人に改正しようとするものであります。

また、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置が設けられていることから、附則にて経過措置に対応する整備を行うものであります。

施行日につきましては公布の日からとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書11ページをお開き願います。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

本件は、消防ポンプ自動車の購入でございまして、平泉町消防団第7分団に平成5年12月に配備し30年が経過した消防車両を更新し、町の消防防災力の強化を図ろうとするものでございます。

参考資料5ページをお開き願います。

議案第35号参考資料、令和6年度消防ポンプ自動車仕様書でございまして。消防ポンプ自動車は、本仕様書に基づき購入しようとするものでございます。仕様の主な事項につきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

第1、総則、2、概要についてでございますが、車両の概要につきましては、令和6年度に製作された4輪駆動ダブルキャブ型消防用シャシーに、消防検定A-2級消防ポンプ及び消火活動上必要な資機材を装備した消防ポンプ自動車でございます。

次に、10ページをお開き願います。

第2、仕様、2、シャシーについてでございます。

エンジンは水冷4サイクルディーゼルエンジン、総排気量は2,800cc以上、トランスミッションはマニュアル、駆動方式は4輪駆動（低床型）、乗車定員は6名などとなっております。

次に、11ページをお開き願います。

4、完成車の寸法及び重量についてでございます。

車両の全長5,550ミリメートル以下、全高2,450ミリメートル以下、全幅1,900ミリメートル以下、車両総重量5,000キログラム未満などとなっております。

また、参考資料9ページから18ページにわたって記載してございます第2、仕様、1、材質の規格、3、車両の主な装備品、5、キャブの構造、6、ポンプ車の構造、7、ポンプ装置関係、

8、真空ポンプ、9、安全機能付ポンプ操作装置、10、吸水口、11、放水口、12、中継口、13、取付品及び取付装置、14、無線機、受令機関係、15、赤色警光灯等電装品関係、第3、塗装、ステッカー等、1、塗装要領、2、塗色、3、文字等の記入につきましては、記載のとおりでございます。

なお、6ページの4、製作上の問題処理におきまして、仕様内容に疑義が生じた場合は、その都度速やかに当町と協議を行い、当町の解釈に従うこととしておりまして、仕様の変更の必要が生じた場合は、関係機関と協議の上、受注者への具体的な指示を行い、対応することとしております。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する700万円以上の動産の買入れの契約締結となりますので、議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

消防車の買換えと申しますか、そういうことなのですが、現在、使われているポンプ車両の車検はいつまでかと、一般的にトラックだと毎年車検ですが、8ナンバーというのは毎年車検なのか、2年に1回なのかをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

こちらにつきましても2年に1回ということで、車両台帳の中でそれぞれ管理を行ってございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

現在のポンプ車の車検の期限はいつですかということです。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今般の第7分団所有のポンプ車に関しましては、車検の有効期限につきましては令和7年12月19日ということでございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

何か恥ずかしいようなことを聞きますが、一般的に車というのは下取りというのがあるのですが、この消防車についてはそういうものはないのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現実的にその利用が可能であればということで、現実問題としまして、各消防団以外に役場特設消防隊という形で防災体制を整備しておりますので、その場合に、役場特設消防隊の使用している車両が老朽化した場合に、各消防団の利用していたものを廃車せずに活用するといったような方法もこれまでは取ってきておりますので、今回に関しましては、今、充足しておる状況でございますので、廃車というような方向で、その経費についてもこの予算の中で対応してまいります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第36号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書13ページをお開き願います。

議案第36号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援な

どの地方創生臨時交付金に係る事業や定額減税等の実施に必要な予算措置を図るほか、令和6年度の人事異動に伴う職員の給料など人件費の予算調整を行うため、提案させていただくものでございます。

議案書14ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税716万9,000円。これは現年課税分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金1億1,351万4,000円。これには物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,134万円、子ども・子育て支援事業費補助金200万9,000円が含まれております。

15款県支出金、2項県補助金307万8,000円。これは地域農業計画実践支援事業費補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金972万円の減。これは財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入18万5,000円。歳入合計補正額1億1,422万6,000円でございます。

15ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費41万5,000円、2款総務費1,456万6,000円の減、1項総務管理費1,024万7,000円の減。これには地域おこし協力隊業務委託料240万円、地域活力推進費の土木費への予算組替えに伴う500万円の増額が含まれております。2項徴税费462万5,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費18万4,000円、5項統計調査費10万円、6項監査委員費2万2,000円。

3款民生費1億422万9,000円、1項社会福祉費1億282万2,000円。これには定額減税補足給付金6,192万円、物価高騰対応低所得者支援給付金（住民税非課税世帯分）1,200万円が含まれております。2項児童福祉費140万7,000円。これには児童手当システム改修委託料182万2,000円が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費168万3,000円の減。これには職員給料458万6,000円の減額、省エネ家電買換購入促進費補助金500万円が含まれております。

6款農林水産業費、1項農業費948万2,000円。これには地域農業計画実践支援事業費補助金461万8,000円、農業用施設維持工事費500万円が含まれております。

7款商工費、1項商工費982万5,000円。これにはエネルギー価格高騰影響緩和支援金905万円が含まれております。

8款土木費75万1,000円、1項土木管理費57万2,000円、2項道路橋梁費10万6,000円、4項都市計画費10万円、5項住宅費2万7,000円の減。

9款消防費、1項消防費10万6,000円。

16ページをお開き願います。

10款教育費566万7,000円、1項教育総務費47万3,000円の減、2項小学校費265万7,000円。こ

れには賄材料費242万1,000円が含まれております。3項中学校費116万9,000円。これは給食材料費負担金でございます。4項幼稚園費72万5,000円、5項社会教育費158万9,000円。これには町指定文化財補助金100万円が含まれております。

歳出合計補正額1億1,422万6,000円でございます。

ここで訂正させていただきますが、先ほど歳出予算の1款総務管理費1024万7,000円の減の中で、地域活力推進費の土木費への予算組替えと申し上げましたけれども、農林水産業費への予算組替えに伴う500万円の減額というふうに訂正させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

29ページの5目農地費の中にある500万円の農業用施設維持工事費でございます。

説明の欄に地域課題事業分というふうになっているのですが、今回この500万円をここに計上したということについて、私はとやかく言うつもりではないのです。21行政区ある中で、それぞれの行政区内で様々な抱えている地域課題があると、しかも、それは町の一般財政の中で、なかなか措置はしてもらえないで来ているものがあるということなのです。

この間の地域課題に対する町としての対応方針というのを改めるべきではないかという議論を過去に行ってきた記憶があるわけですが、その議論の過程の中で、いわゆる地域課題対応資金の大幅な引上げを行ってきました。さらには、数多い地域課題に迅速に対応するためとして、町としては、今後、そうした地域課題に対して、例えば、今度のこの農業用施設維持工事費であれば、側溝、あるいは土側溝の改修ということでありますから、そうすると建設水道課になるのか、あるいは、農林振興課になるのか分かりませんが、そういう主管課の事業として、これは計画的にそういった類いについては実施をしていきますと、このような議論経過が残っているというふうに思うのですが、そこについての考え方がまず変わられたのかどうかということをお伺いしたい。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、予算についても今般500万円という予算ですが、後ほど年に1,000万円というような予算で見込んでございます。

もう一点につきましては、おっしゃられたように、そもそも通常の道路維持とか、あるいは、別な道路改良事業といった地域課題ではないような内容についても、担当課のほうで十分精査して、何よりも必要なのは地域の行政区それぞれの状況を把握した上で、地域に納得していただくということでございます。したがって、この1つの目安としまして、この地域課題の対応事

業については、おおむね250万円程度ということでご理解いただいている中で、それぞれ緊急度が、この災害等がよく発生する中でも急遽出てきたりするものがございますが、今年度も新規で20件が上がっているような状況でございます。これらについては、今、申し上げたとおり、緊急度、優先度をそれぞれの担当課、副町長も入れて確認したものをしっかりと行政区にも伝えて、そして、上がっている課題に対しては、現在の検討状況は何なのかといったことをしっかりと伝えながら、今回はここの行政区の課題を解決するためにこういう工事を行いますと言ったところを提供しながら行っているところでございます。

したがって、今後のこの事業の在り方については、今、申し上げたとおり、別な事業でやると言ったところについてはしっかりと対応が必要であるということでございますし、いずれその地域の納得性、あるいは、行政区の区長の皆様からすれば、地域として取りまとめたものの経過がどのようになっているかといったことが地域の方にしっかりと伝えなければいけないということもございますので、その辺は我々行政としましても、しっかりとその行政区長さんと情報のキャッチボールを行いながら、その町の今後の取り組み状況であったり、これからどういう整備を行うかといったところをしっかりと伝えながら、この事業は行っていきたいというふうを考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

答弁された内容は理解できないわけではないのですが、一般的に今回の事象を見れば、農業用用水路、側溝なり土側溝だということでございますから、そうしたものについては、私はあまり地域課題ということとはなじまないのだろうというふうに思うのです。しっかりした事前防災上の対策などとして、町として計画をしていく必要があるだろうと。災害の場合などという話もありましたが、災害はまた別次元の話なので、地域課題の部分と一緒にするのではなくて、しっかりそのすみ分けというか、そこのところを考えていかないと、21ある行政区の中で、もう毎年毎年、継続して改善してほしいという地域課題が、いわゆる生活に直結する課題があるわけでございますから、そのすみ分けをぜひもう一度考えて、対応していただきたいということを意見として申し上げておきます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

3件あります。

1件目が、20ページ、6目の企画費の中の12節の委託料の240万円、地域おこし協力隊業務委託料ですが、これの内容をお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

20ページの6目企画費の中の12委託料、地域おこし協力隊業務委託料240万円の増額の内容でございますが、今年度、6名の地域おこし協力隊をお願いをしておりますが、これまでは国の交付税措置の中で1人当たり480万円とされておりました。令和5年度までです。その額が国から措置をされるということで、480万円の内訳でございますが、隊員本人の報酬分が280万円、それから、年間の活動費が200万円ということで、480万円となっておりますが、このたび国のほうでこの報酬部分、年額の280万円を320万円に増額、1名40万円を増額、今年度からされることになりましたので、当町でもそれに基づきまして1人40万円増額をし、6名分で240万円このたび増額をお願いをするものでございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

次に、そのページですが、20ページの9目の情報化推進整備費18万5,000円、デジタル基盤整備委託料のこの内容をお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

この18万5,000円に関しましては、歳入の18ページの雑入にございますが、デジタル基盤改革支援補助金ということで、現在、DXの全国的な取り組みの中でいろんな業務をデジタル化、電子申請できるような形、窓口に来なくても申請できるような体制を整える中で、児童手当に関する申請等を含めて18業務を今、令和7年度の開始のためにいろんなシステムの文字同定といたしまして、そういうシステムの改変を行ってきている中で、今回、18業務のうち1業務だけ一関地区広域行政組合との関係で、一緒にやっております介護保険の関係の介護保険システムのシステム改修を行うという部分でございます。したがって、今年度この改定の作業が行えば、平泉町としては令和7年度の開始に向けた整備が終了するということとなります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

最後に、28ページの500万円の省エネ家電買換促進費補助金ですが、これ昨年もやりました。昨年の6月の補正で125万円、250世帯分、1世帯5万円。そして、12月に補正で450万円の減額なっています。また、新たに今年もやるということなのですが、これの周知方法をお聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

省エネ家電事業の周知方法というところがございますけれども、ホームページ、または、広報等を使いまして、事業の周知を予算の議決後、図ってまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

ホームページとか広報とか見れば分かるのですが、なかなか見ない方もたくさんいらして、周知がやっぱり大切だと思うのです。そこで、6月1日からアプリで見られる情報、町からLINEで見られる方法ができました。それに載せるのはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

町の公式LINEということで、そちらも活用した形で周知のほうを図ってまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

3つほどになりますが、農林振興費、それから、学校給食費の負担金、その辺を聞きたいと思います。

まず、29ページ、農林振興費の1つは農業機械の支援事業補助金です。当初予算200万円、そして、今回の補正は200万円となっていました。それで、この申込状況といいますか、現在のこの補助はどのくらいになっているのか、件数や金額。それから、アンケートをされたということで、利用された方の声も農林振興課ではつかんでいるというふうに伺っていますので、その辺をご紹介したいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

29ページの農業振興費の営農継続農業機械支援事業補助金200万円でございます。

現在は、当初で200万円措置しておりますけれども、13名の方々が補助を利用しております。もう既に5万6,000円ほどしか残がないということで、今回、昨年と同様な形で補正で対応しようというものであります。

アンケート調査を取っており、昨年は27名の方々にご利用いただいておりますが、16名から回答があります。回答率約6割で、平泉地区7名、長島地区9名の方々からですが、最も多いのが「労働軽減が図られた」ということ、「経費負担によって経営安定が図られた」「営農意欲が高まった」という意見がありますし、「この事業をやることによって継続できている」とは、「ぜひこれは継続してほしい」という要望が全員からあります。

今年度についても、さらにもう既に10名ほどから予約といたしますか、そういった要望が寄せられておりますので、昨年から始まっておりまして、2回目の方もありますけれども、とにかく新しい、初めての方を優先して、今現在はこの補助を利用していただいているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

それでは、次に、その下の地域農業計画実践支援事業費補助金についてです。

いろいろ計画立ててやるというやつだと思いますが、どういったその計画になっていて、その支援先というか、団体というのですか、その辺はどういうふうになっているか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

地域農業計画実践支援事業費補助金というものでありますけれども、これは集約等における農業の担い手を明確にするマスタープランがあるわけですが、この実践に向けた中核となる経営体の方々が支援事業をするためにこの補助を行うものでありまして、県の補助が3分の1、町が6分の1ということで、2分の1の補助になるものです。今回は大文字りんご生産組合さんで圃場の規模を少し拡大するというので、桃が結構好評だということで、桃のほうを拡大しようということで、スピードスプレッダー、薬剤の散布する機械をまず購入するというので、現在使っているものが老朽化していることと、桃の場合はりんごよりも樹木の間隔が広がるということで、今現在の機械だと届かないということで、今回、更新しようとするものです。それが事業費で880万円、それから、樹園地の造成ということで、拡大するための杉とか雑木の伐採、その辺が含まれておりまして、全体で今回のこの補助額が461万8,000円というふうになってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

34ページに、学校管理費、給食材料費負担金というのがありまして、昨日あたりも報道されていましたが、流通段階で米が足りないということで、90%高くなったという話も報道されていましたが、町内のこの給食の点での、野菜とかそのほかあると思いますが、米の調達とかそういった、今、米が上がっているという状況の中で、どういうふうにその辺はなっているのか、見直し、見込みというのですか、そういうところを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校給食費に係る賄材料、または、中学校の給食材料費の負担金というようなことで、米に限らず、様々な食材費等の値上がりというのがまだまだ続いている状況でございます。

当町といたしましては、今年度につきましては、今回、臨時交付金を活用しながら、今回の補正で予算計上させていただいたところではございます。今後の上昇につきましては、なかなかどの程度上昇するかというのが見込めないところもございます。今回につきましては、小学校の分につきましては、消費者物価指数により昨年度の上昇分というようなところで積算いたしまして、現在、小学校におきましては、1人当たり4万8,800円というような形で、給食費を納めていただいておりますので、それに対して15.4%といったようなところで見込みまして、そちらのほうで今年度につきましては、給食費の高騰分を対応していくというようなところでございます。

また、中学校につきましては、一関市に給食事務を委託して、学校給食センターで給食の供給いただいております。昨年度末、3月に一関市から今年度の物価高騰に対応するというようなところで、今年度は1食当たり44円の増額ということで、本年度は対応していくというような状況になってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

最後ですけれども、先ほどの農業の関係ですけれども、土地改良区の電気代のこともお聞きしたくてあったわけですけれども、この辺の時期、支援の方向もというふうなことだったと思えますけれども、危機的なポイントとしてあるかということでもあります。

米が1俵2万2,000円した、多分30年以上前だと思うのですが、その頃の国の予算というのは、たしか54兆円、今は100兆円を超える年間予算ということになると思うのですが、その中に農業予算が、当時たしか2兆5,000億円、今、予算は倍になっているけれども、農業予算2兆3,000億だと減っていると思うのですね。そういう中で、今回の補正のこういった機械の支援とか、あるいは、その後、新しい仕組みになるのですけれども、こういったいろいろ国の制度の中でいろんな支援策を講じているということになると思うのですが、やはりなかなかそういった国の、こういった農業に対する予算の振り分けというのは少ないものですから、ますます市町村、役場の役割も大きいと思うのですが、そういった点でも引き続き力を尽くしてほしいなということを申し上げて、最後の質問といたします。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

土地改良区の問題ということで、賦課金のことでございますけれども、土地改良区自体が土地改良法に基づいた組合員、それぞれの受益者の方々に組織した一つの組合であります。そして、前回の一般質問でも答弁したと思えますけれども、やはりその都度その都度、総会を開きまして、賦課金も決めているわけでありまして。そこに様々な町、あるいは、国、県等の支援をしながらや

っておりますので、まずはその賦課金についてどういうふうにして軽減していくかというふうな、組合員の皆様の立場からすれば、そこを減らしていくということになるのでありますが、その行政、その自治体として非常により制度的にも難しいところがあります。

では、幾らにすべきなのかといったところ、全国平均では高いというふうな資料も頂いておりますけれども、それらのどういった積算といいますか、そういったもの非常に難しいと思います。したがって、8年前も県の土地連、あるいは、県、奥州市さんと一緒になってそのための検討会も何度か開いたところではあります。当時は土地改良区そのものの経営をどうするか、はっきり言いますと、人件費等のことまで踏み込まなきゃいけないのではないかというふうなところまで入って、いろいろやった経緯はあります。

現在は物価高騰ということで、町、奥州市等で支援もしています。県も支援をしております。それ以外の賦課金削減のためにはどうしたらいいかということについては、その全国の事例等も研究しながら、非常に難しい問題ではあると思いますけれども、例えば、今は分かりませんが、当時、土地改良区の合併というのもまた一つの選択肢ではあるのかなと、組織も大きくして経営の効率化を図ると。ただ、これもやはり農業の農地という性格、それから、水を引いてくるというふうな、だから、規模を大きくしても果たしてそうなるのかとか、やはり様々な問題がありますので、ここでどういうふうにというふうな明確な方針はなかなか出ないわけですが、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

ここで休憩したいと思います。

---

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

1点だけお伺いします。

30ページの商工費、商工業振興費でありますけれども、キャッシュレス決済の活用促進事業費についてお伺いいたしますが、これの進捗状況を教えていただきたいのと、それから、その利用状況について、実態についての情報をお願いします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今回の補正につきましては、これから進めるわけでありませけれども、前回につきましては、今年の2月17日から26日までの10日間実施をしております。これにつきましては、商工会に委託をして実施したものであります。その結果が示されておまして、決済総額で約900万円の実績がございます。今回と同じようにポイント還元率が20%で、最大ポイントが3,000円ということで、1人当たり利用額で1万5,000円となっております。今後、同じような形で商工会に委託をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

関連してお伺いしますけれども、いずれ旅先納税も今後検討していかれるという中で、このキャッシュレス事業と併せてどのような方向に持っていけるか、返礼品の扱いをこのキャッシュレスのほうでやっていくといったようなことも、当然、その商工会の事業とは別に考えていかなくちやいけないことだと思うのですが、そういった構想まではお持ちでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今の予算にはございませんが、ふるさと納税という形での旅先納税ですか、そちらにつきましても、実際、実施するとなれば、やはり商工、小店舗のそういう電子決算の基盤といったことが必要不可欠となってきますので、今回のキャッシュレス決済のこの活用促進事業費等の実績を踏まえながら、あるいは、ふるさと納税の関係につきましても各町内の事業者の皆様といろいろ検討する、勉強する場を設けておりますので、今後、そういった可能性につきましても、この実績を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

20ページの先ほどの同僚議員の関連するところですが、企画費の中の地域おこし協力隊の240万円が国の報酬ということで増額になったということですが、現在、協力隊の方たちが新たな事業を興したり、興す準備をしているというところも聞いているところですが、新年度予算で起業、あるいは、事業継承について予算もついたところでもありますし、今のそういう状況といいますか、昨年度から2年目の隊員の方たちのそういう状況をお知らせ願えればと思います。

そして、なおかつ平泉の場合は、この分野という形で自由な活動をお願いしているところだと思うのですが、町としても、相談に乗るとか、そういった担当の課とか職員をつけているのかどうか、その2点についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地域おこし協力隊の起業、それから、事業承継の補助につきましては、今年度の予算で予算計上させていただいておりますが、隊員2年目以降に起業、事業承継する際の補助金となります。ですので、今、6名おりますが、2年目以降になりますので3名の方が対象ということで、この3名の中で、今、実際に起業に向けて検討されておまして、この補助金と、それから、観光商工課のほうであります起業、事業承継の補助金、どちらも活用できる方向で、今、詰めている最中でございます。何とか今年度中の起業の形を今、目指しているところでございます。

それから、各分野ごとの活動でございまして、それぞれの隊員のプロジェクトに合わせまして担当課ということで配置をいたしておりますので、その担当課ごとに当然、担当を設けまして、定例会などを開いて活動状況、それから、課題の整理を行ってサポートをしているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

2点ございます。

まずは、20ページの総務費の6目企画費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金国庫返還金14万9,000円とありますが、一旦補助金受けてから返すというのはそれなりの理由があると思うのですけれども、その理由をお知らせしていただきたいと思っております。

あとは、36ページになります。

10款教育費の2目文化遺産センター費、17節備品購入費でございまして、150万円の減となっておりますが、この理由をお知らせ願いたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

1点目の20ページ、企画費の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫返還金でございますが、こちらは臨時交付金を活用しまして、令和2年度において中小企業振興資金を借り受けた方の保証料を全額補助させていただいておりますが、そのうち3社が繰上償還をいたしましたので、その保証料の返還が昨年度、町のほうにございましたので、それと同額を今年度において国に返還するという内容でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

文化遺産センター費の備品購入費と需用費の組替えについての質問がございましたけれども、

その内容につきましては、現在、文化遺産センターで中尊寺金色堂建立の900年を記念した企画展を開催しております。その中で、写真家の土門拳さんのパネルを展示してございますが、その作成に関わって予算の組替えが必要というふうになったものでございます。

理由といたしましては、当初、パネルを木製の枠組みによるパネルを作成して、企画展後も機会を見つけて展示することとしていたため、備品購入費として予算措置をしておりましたが、著作権の関係で、企画展終了後には作成したパネルを返却するか壊すことというような条件が示されたために、フレームを安価なアルミフレームのパネルに変更して、消耗品、写真の現像につきましては、印刷製本費に変更したというものでございます。いずれパネルの作成に関わって変更したと、組替えが生じたというものでございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第6、発議第9号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

発議第9号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、平泉町議会議員、千葉多嘉男、同じく、佐藤孝悟、同じく、氷室裕史、同じく、真篔光幸、同じく、阿部圭二でございます。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。  
別紙につきましてご説明します。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

1、人口減少対策について。

上記について総務教民常任委員会が調査を行います。

提案理由につきましては、議会審議に役立てるため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、発議第10号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

発議第10号。

令和6年6月13日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、三枚山光裕。

賛成者、大友仁子、千葉勝男、高橋伸二、小埜寺享の各議員でございます。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

ページをおめくりください。

別紙です。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

- 1、社会基盤整備について。
- 2、農業振興策について。
- 3、観光・産業振興策について。

上記について産業建設常任委員会が調査を行う。

提出理由、議会審議に役立てるため。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第8、発議第11号、広報広聴常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

広報広聴常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

発議第11号。

令和6年6月13日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、大友仁子、升沢博子、阿部圭二、千葉多嘉男、小埜寺享。

広報広聴常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

別紙、広報広聴常任委員会所管にかかる調査について。

1、多様な広報広聴手段の調査について。

上記について広報広聴常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

発議第12号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第12号を日程に追加し、追加日程議題とすることに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第12号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

発議第12号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、佐藤孝悟、氷室裕史、阿部圭二。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2025年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

2ページをお開きください。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書（案）。

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編製の標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、2023年度から小中学校ともに35人以下の学級編成となりました。しかしながら、県内では学級編製の標準に基づいた定数内配置や育休者、病休者の代替え配置が未充足であるなど、慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障を来しています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等、複雑な家庭環境などの問題が多様化、細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。

これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編成の標準の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう意見書を提出いたします。

記

1つ、国においては、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

また、学級編成基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、学級編成基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年6月13日、岩手県平泉町議会。

意見提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決しました。

---

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会6月会議に付議されました全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和6年平泉町議会定例会6会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時38分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕